

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月17日
【計算期間】	第24期（自 平成20年10月21日 至 平成21年4月20日）
【ファンド名】	ガリレオ
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【電話番号】	03-6437-6000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として、「ガリレオ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型投信／内外／債券／自動けいぞく投資専用です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■ 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国 内 外 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外・・・投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■ 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券・債券) () 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	あり (部分ヘッジ) なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート 型絶対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

その他資産(投資信託証券・債券)・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

年2回・・・目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

※商品分類および属性区分の定義に関しては、社団法人 投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp>)に掲載されておりますので、ご覧ください。

本書において、本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「ガリレオ」ということがあります。なお、文脈により別に解釈すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

- ◆ 世界の先進国の国債および通貨を中心に分散投資します。
- ◆ 基本資産配分は、債券80%、円短期金融商品20%です。
- ◆ 資産間、債券国別、通貨の各配分比率の変更を通じて、収益の向上を目指します。
- ◆ 外貨建資産については100%円ヘッジを基本とすることで、為替相場変動の影響を低減します*。
- ◆ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを用いて運用を行います。
- ◆ 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

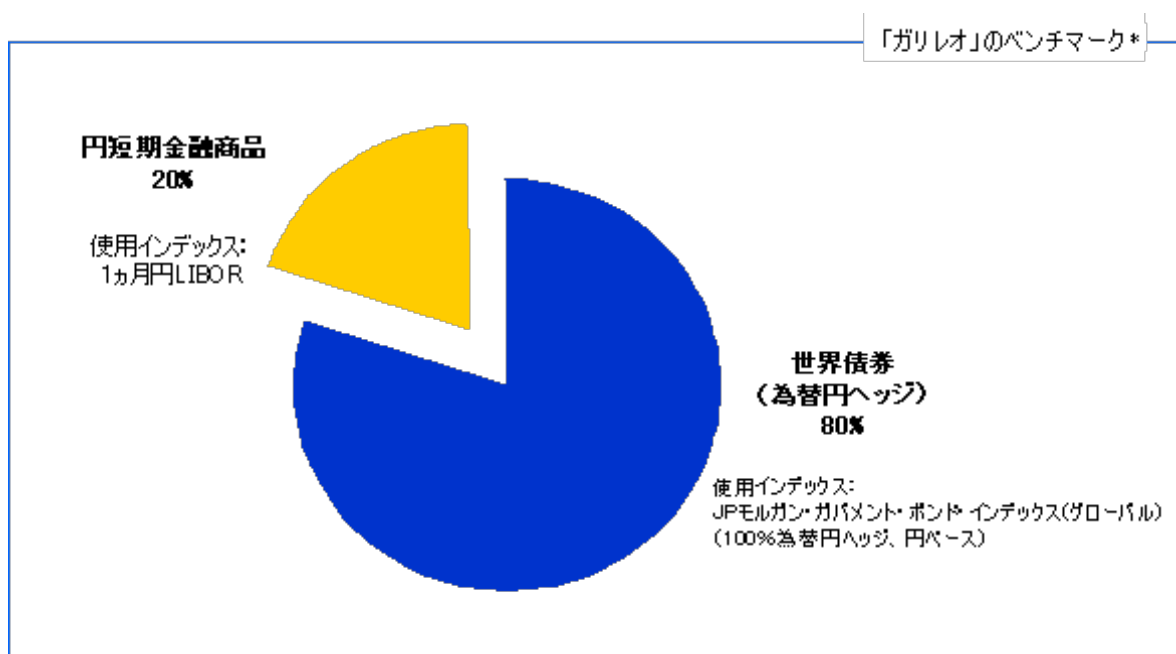
* 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

◇ファンドの投資対象

「ガリレオ」は、日本を含む先進国を中心とした世界の国債および通貨を主な投資対象とします。

「ガリレオ」は、世界の主要な国債市場をカバーする代表的な指数のひとつであるJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ、円ベース）と1ヵ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークを採用しています。



ひとつの国の債券だけに投資した場合、投資結果は、ひとつの国の金利動向などの市場要因に主に左右されることとなります。「ガリレオ」では、投資対象とする国および通貨を広く分散することにより、リスクを分散し、安定したリターンを追求します。

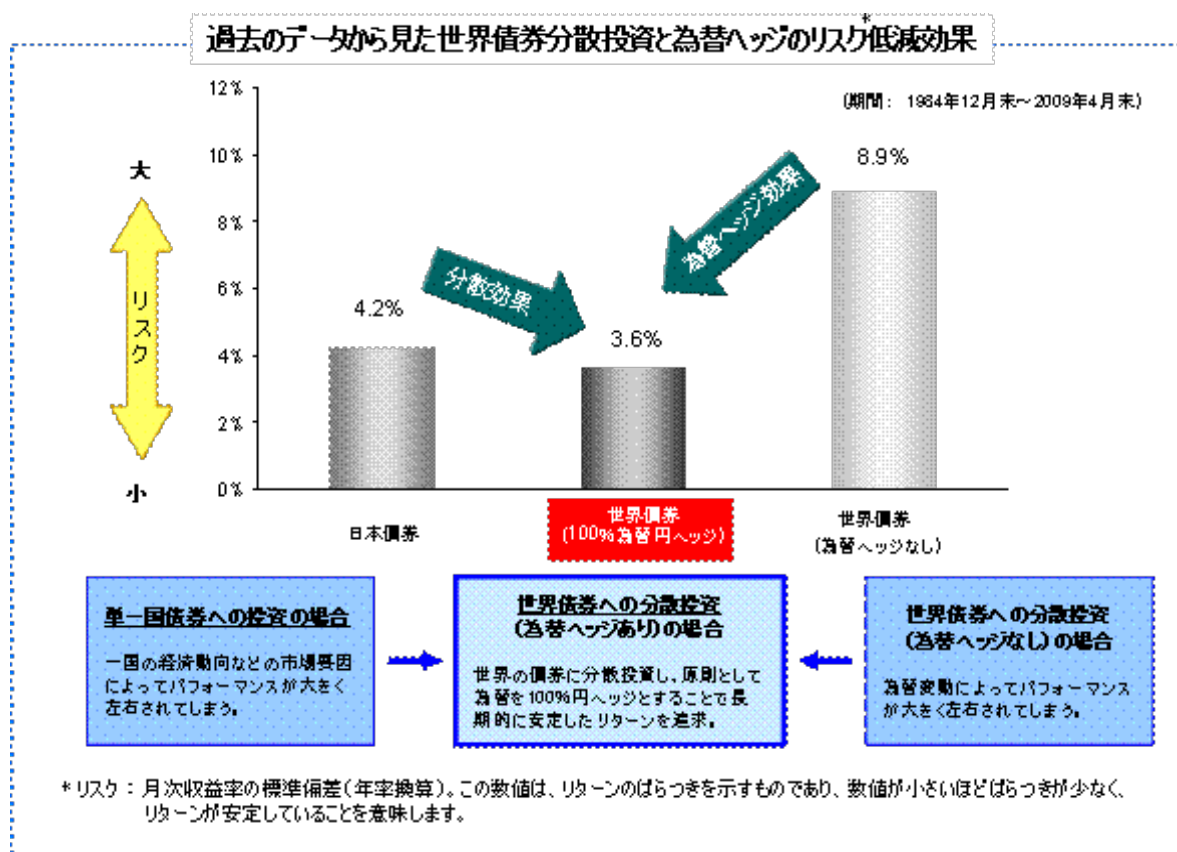
*ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

◇分散投資と為替ヘッジによる効果

海外への投資において、為替変動は大きなリスク要因となります。円安になれば、為替差益が得られますが、逆に、円高になれば、為替差損が生じてしまいます。ただし、「為替ヘッジ」という方法を用いれば、コストはかかりますが、為替変動の影響を低減することができます。

「ガリレオ」は、ひとつの国の債券のみに投資するのではなく世界の債券に分散投資することにより、リスクを分散して、より安定したリターンを追求すると同時に、外貨建資産については原則として対円で100%為替ヘッジを行い、為替相場変動の投資成果への影響を低減させることで、より安定したリターンを追求します。

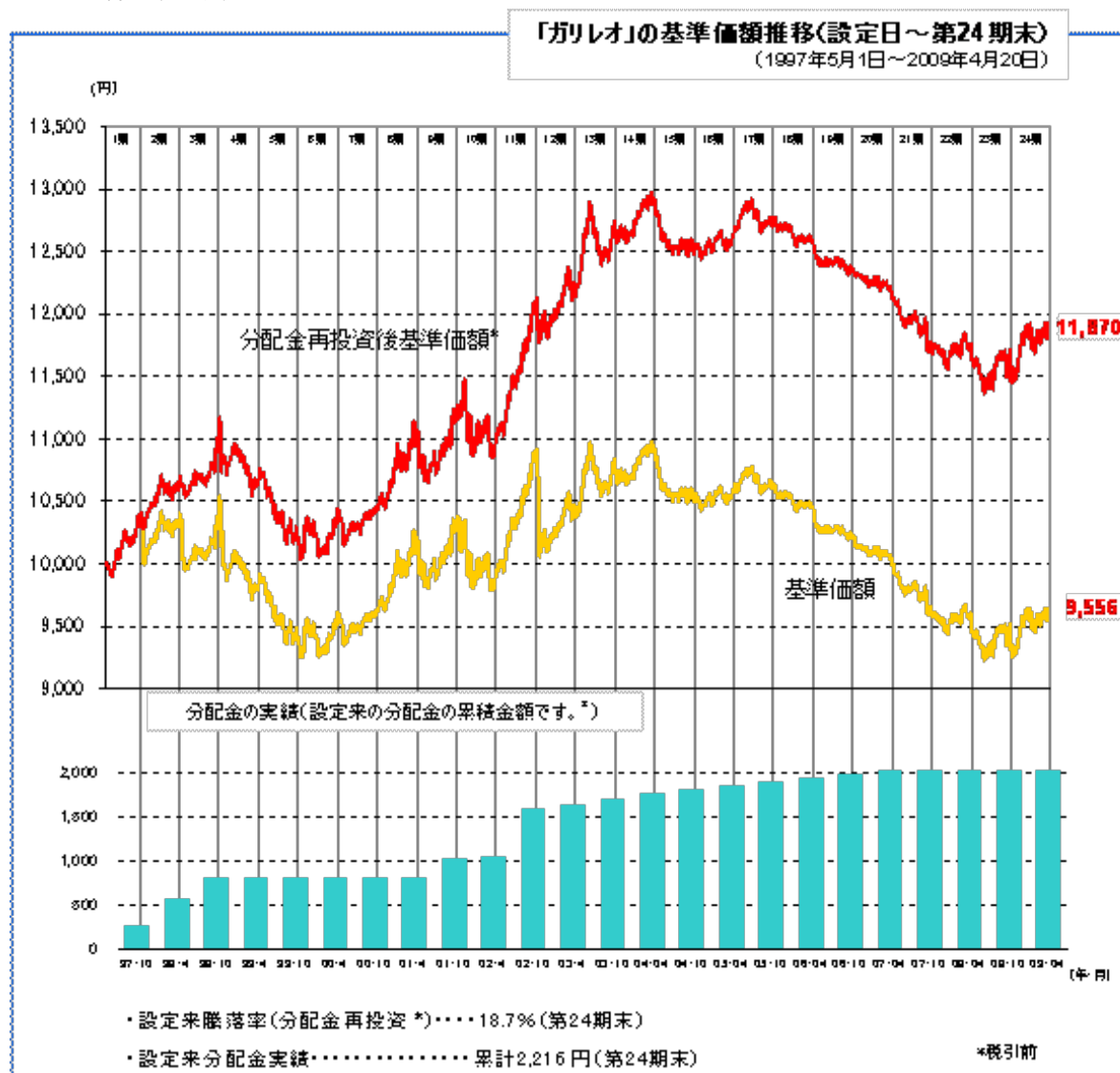
ただし、為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。また、「ガリレオ」では後記のとおり通貨配分戦略による運用を行いますので、一定の為替リスクを伴います。



上記のデータは、日本債券はJ P モルガン日本債券インデックス、世界債券はJ P モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）を使用しています。上記のデータはあくまでインデックスの動きであり、「ガリレオ」の実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

◇「ガリレオ」の過去の運用実績

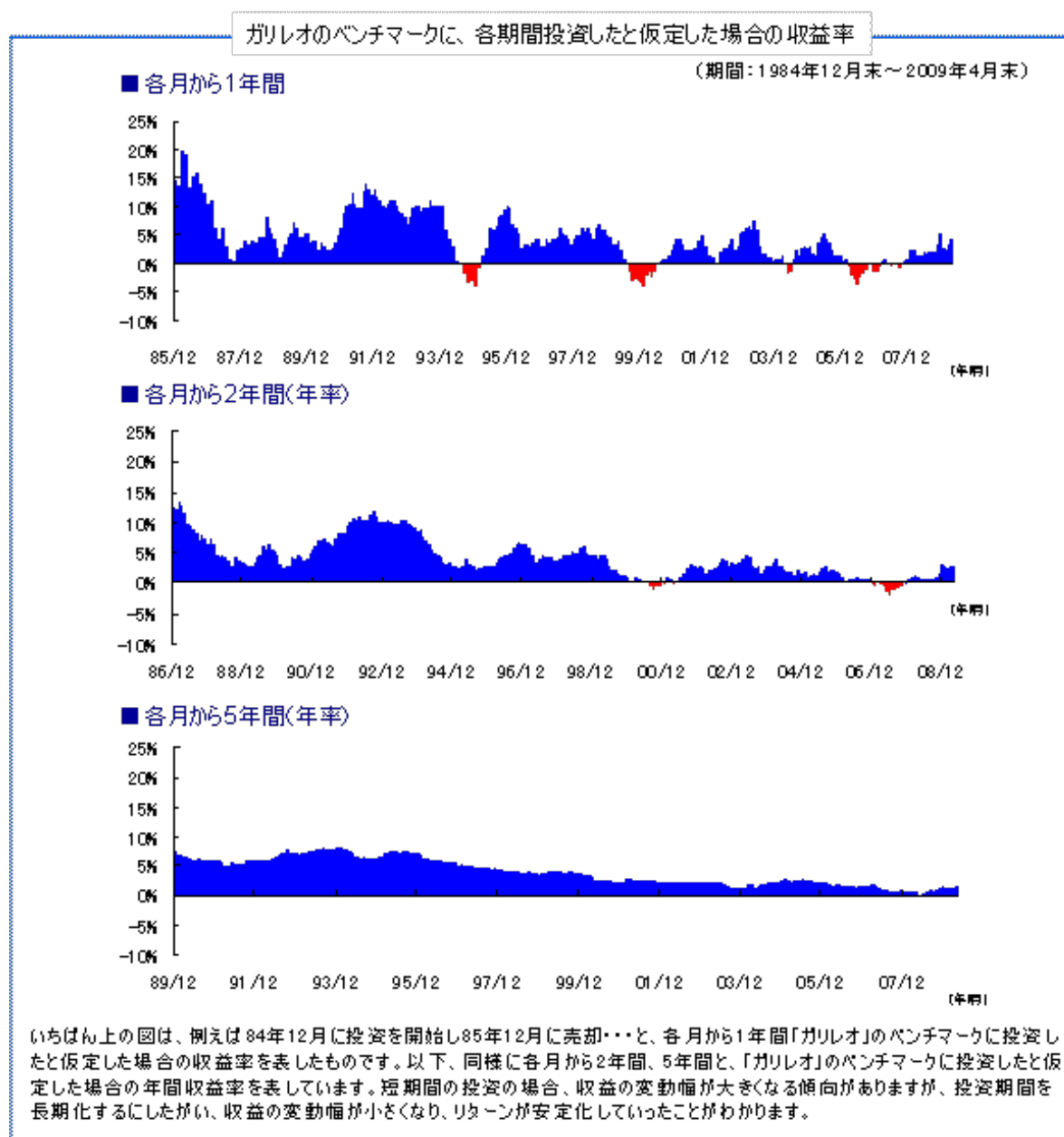
「ガリレオ」は、過去の実績において、短期的には上下動を繰り返しているものの、設定来安定した推移となっていたことが分かります。



過去の実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

◇長期保有による効果

短期的に見ると、主に金利動向により、資産価値は変動します。一方で、資産価値の変動は長期的にはより安定化していくことが過去のベンチマークのデータから見られていますので、長期保有をお勧めします。



上記のデータはあくまで「ガリレオ」のベンチマークの動きであり、「ガリレオ」の実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

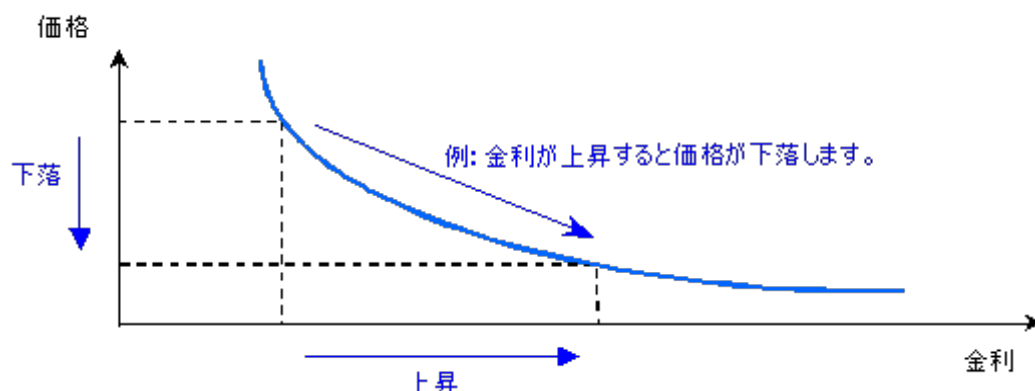
<運用戦略>

《「ガリレオ」のリターンとリスクの源泉》

- ・「ガリレオ」は、主に世界の債券に投資しますので、長期的には、債券の利息収入が収益の主な源泉となります。
- ・債券の価格変動も基準価額の変動要因となります。債券の市場価格は、金利が低下した場合上昇する傾向にありますが、逆に金利の上昇局面では下落する傾向にあります。
- ・外貨建債券への投資は為替変動リスクが伴いますが、「ガリレオ」では原則として対円で100%為替ヘッジすることを基本とし、本リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジにあたっては日本と海外の短期金利差に相当するコストまたはプレミアムが発生します。

以上に加え、アクティブ運用の結果が基準価額変動の要因となります。

債券価格と金利の関係(概念図)



※ 上記は、あくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

「ガリレオ」は、計量モデルを用いたアクティブ運用を行うことで付加価値を追求します。

「ガリレオ」では、ベンチマークにおける配分比率から実際の配分比率を意図的にかい離（より魅力的と判断する国や資産には多く、そうでないと判断するところには少なく配分）させることにより超過収益を目指します。ガリレオの運用戦略は以下の3つの組み合わせからなります。投資対象を分散するだけでなく、投資手法も分散することで、単一の運用戦略のみで運用する場合に比べて、長期的に安定した付加価値の獲得を目指します。

「ガリレオ」3つの運用戦略

- ① 世界債券と円短期金融商品間の「資産間配分戦略」
- ② 各国債券市場間における「債券国別配分戦略」
- ③ 100%為替円ヘッジを基本としながら、各通貨間における「通貨配分戦略」

（注）市況動向によっては以上の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。

各戦略が主に採用する投資テーマには、次のようなものが含まれます。

- ・割安度（バリュウ）……投資対象の価格が、その資産価値よりも割安と考えられる市場を高く評価します。
- ・成長度（モメンタム）…市場動向や経済情勢等の好調な市場を高く評価します。

各国国債市場を投資対象とした運用を主に行い、配分比率の変更は原則的に月に1回程度の頻度で行います。投資先債券市場選択と通貨選択とは独立して行われます（例：カナダ債券買い＋カナダ・ドル売り）。運用の手段として、債券先物取引等も活用します（いわゆるレバレッジを目的とした先物使用は原則として行いません。）。

① 資産間配分戦略

債券がより魅力的な資産であると評価し強気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を上昇させます。一方で、債券について弱気の見通しをもつ場合には、債券の組入れ比率を低下させます。

② 債券国別配分戦略

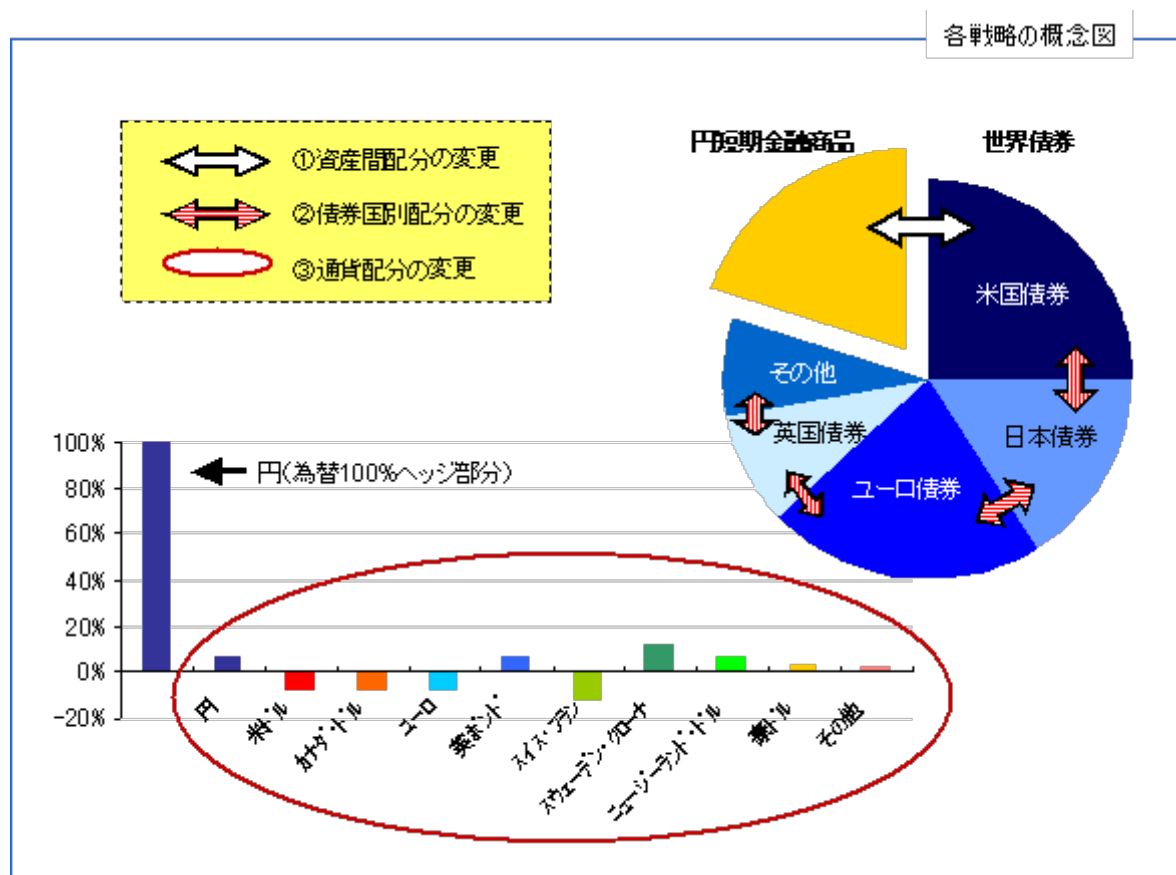
より魅力的と判断し強気の見通しをもつ国の債券への配分を上昇させるとともに、相対的に弱気の見通しをもつ国の債券への配分を低く抑える運用を行い、付加価値を追求します。

③ 通貨配分戦略

対円で100%為替ヘッジを基本としながら、各国通貨の運用からも収益を上げる運用を目指します。具体的には、円

に対するヘッジ比率を高位に維持しながら、より魅力的と判断し強気の見通しをもつ通貨を買い持ちするとともに、相対的に弱気の見通しをもつ通貨を売り持ちする運用を複数の通貨にわたって行い、付加価値を追求します。

「ガリレオ」は、複数の計量モデルを用いてポートフォリオの最適化を目指し、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を行うことで、付加価値を追求します。

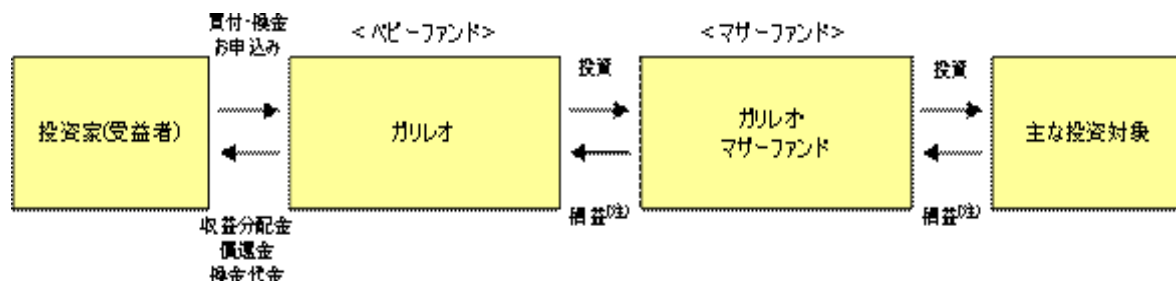


上記は例示をもって理解を深めるためのものであり、「ガリレオ」の運用成果を予測または保証するものではありません。実際の運用においてはこれらの比率は変化します。

（２）【ファンドの仕組み】

１．ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドである本ファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



（注）損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

２．ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよびマザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。））

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

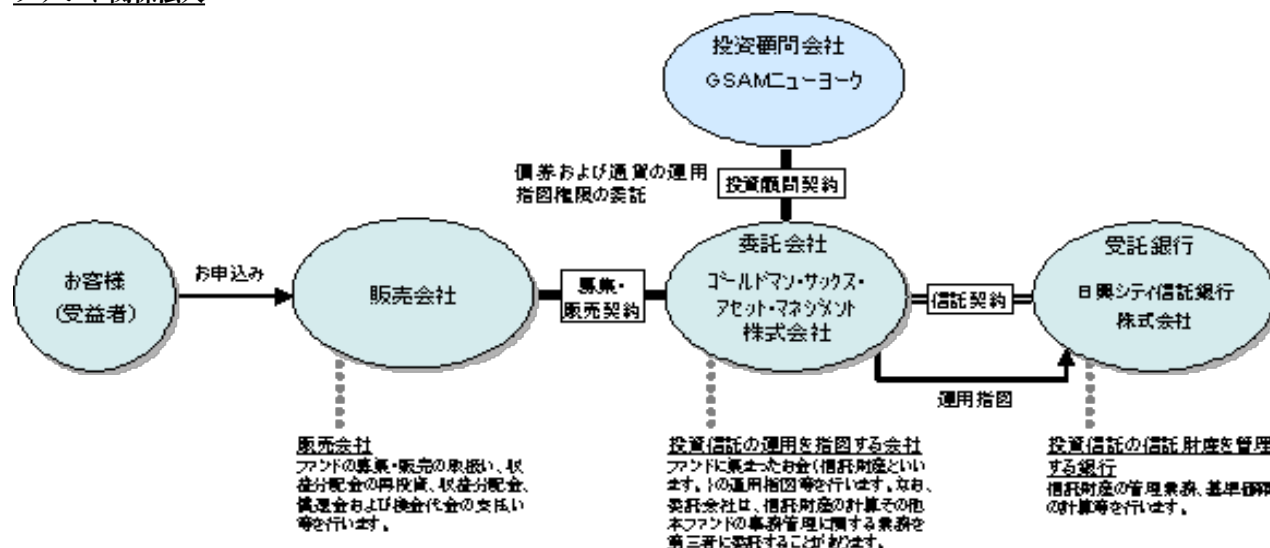
c. 受託会社（日興シティ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



＜ご参考＞ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2008年12月末現在、グループ全体で6,907億米ドル（約62.9兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2008年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝91.03円）により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

（１）【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

本ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

原則として、マザーファンドの受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

マザーファンドは日本を含む世界各国の債券を主要投資対象とします（債券先物取引^{*1}、円短期金融商品等を含みます。また、円短期運用を目的として、非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることがあります。）。

計量モデルを組み合わせて、世界債券・通貨の分散投資を行います。

（a）資産配分、債券国別配分、および通貨配分を決定し、ポートフォリオを構築します。ポートフォリオの構築にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発したファンダメンタル分析に基づく計量モデル^{*2}を用い、ポートフォリオの最適化を図ります。

（b）運用期間中を通じて、市場配分・通貨配分の見直しを行います^{*3}。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

*1 本書では、「債券」という場合、原則として債券先物取引等を含むものとします。

*2 ポートフォリオは、主に単独絶対リターン・モデル（各国の資産についてのリターン予測）、市場間リターン・スプレッド・モデル（各国間の資産における相対的なリターンの差を予測）、ブラック・リターマン・モデル（均衡リターン評価モデル）による最適化を目指します。単独絶対リターン・モデル、市場間リターン・スプレッド・モデルは、対象資産の市場価値、成長性、インフレーション、市場モメンタム、信用リスク等の観点から、割安なポートフォリオの構築を目指します。一方、ブラック・リターマン・モデルは、均衡状態に収束するという前提にたって最適なリターンとリスクのバランスを計算します。これらの組み合わせにより、モデルを1つだけ用いたときには難しい、安定的かつバランスのとれた資産配分による運用を目指します。

*3 運用にあたっては、世界各国の債券市場の先物取引および為替予約等も活用します。

なお、「ガリレオ」では、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下の通り委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー （GSAMニューヨーク）	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	債券および 通貨の運用	別に定める取り決めにに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条の2）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条、第26条および第27条に定めるものに限りまゝす。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMニューヨークを含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

8. 外国または外国の者が発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

9. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

10. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

11. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

13. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

14. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書および8. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものおよび10. の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2. から5. までの証券および8. の証券のうち2. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、9. の証券および10. の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けるこ

との指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。）、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において、「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

*「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

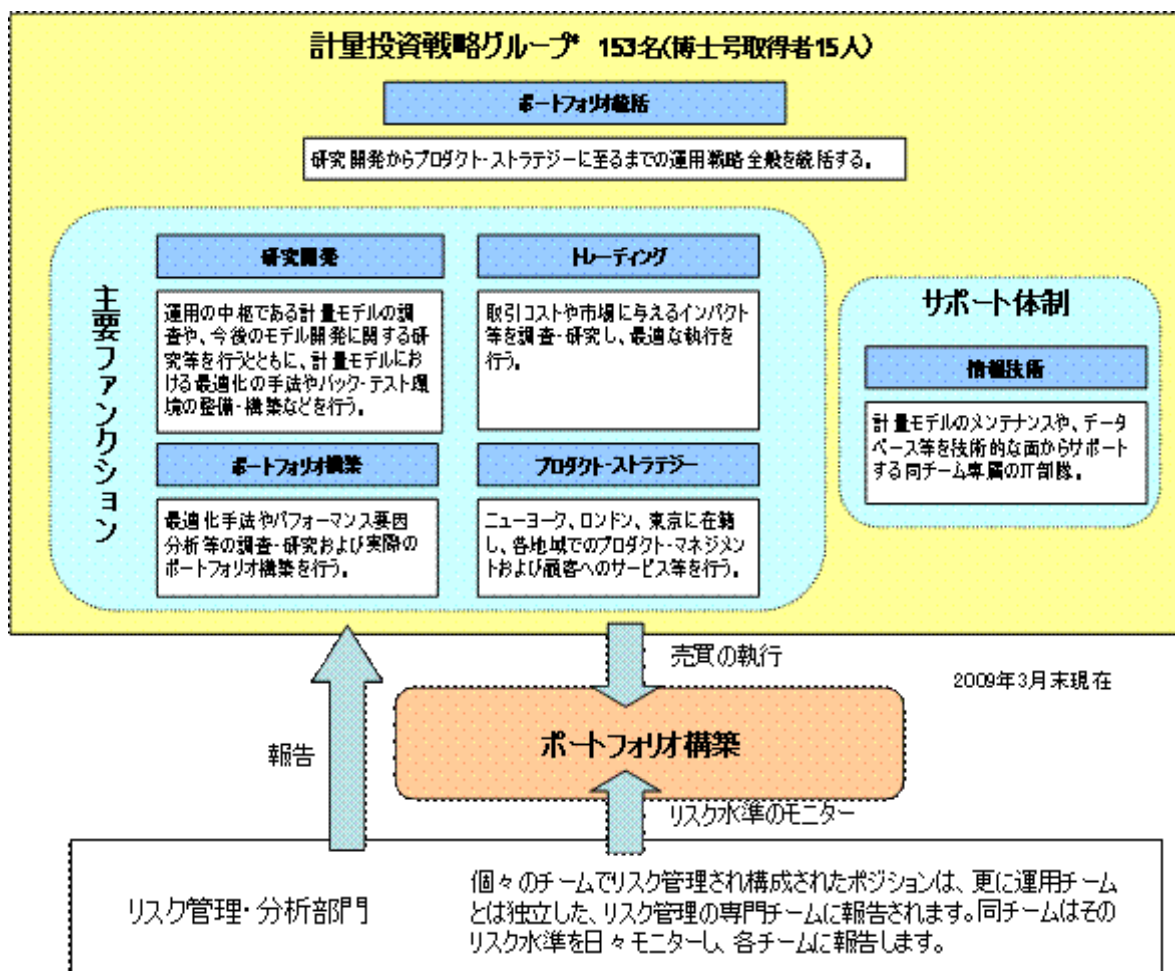
（3）【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、G S A Mニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。

同グループの組織体制の特徴としては、経験・知識を共有化するチーム運用体制、豊富な実務経験と学識経験の融合とといったことが挙げられます。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年4月20日および10月20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買損益（評価損益も含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

なお、基準価額が当初元本（1万口＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

※ 1 収益分配金は、税金を差引いた後無手数料で全額自動的に再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する

場合の受益権の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※2 販売会社によっては、再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以下とします。
2. 外貨建資産への実質投資割合については、特に制限を設けません。
3. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産などに比較しその流動性や取引コストなどの投資効率の観点から使用します。
4. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限

1. 投資する株式等の範囲（信託約款第20条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第23条）

信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、当該売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

4. 公社債の借入れ（信託約款第24条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5. 先物取引等の運用指図（信託約款第25条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引
- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取

引と類似の取引

6. スワップ取引の運用指図（信託約款第26条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第27条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8. 同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款第28条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

9. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第29条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第30条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

11. 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第31条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

「信託財産に属するとみなした額」とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

12. 資金の借入れ（信託約款第39条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（i）一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

(ii) 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

(iii) 借入れ指図を行う日における本ファンドの信託財産の純資産総額の10%以内。

上記の借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

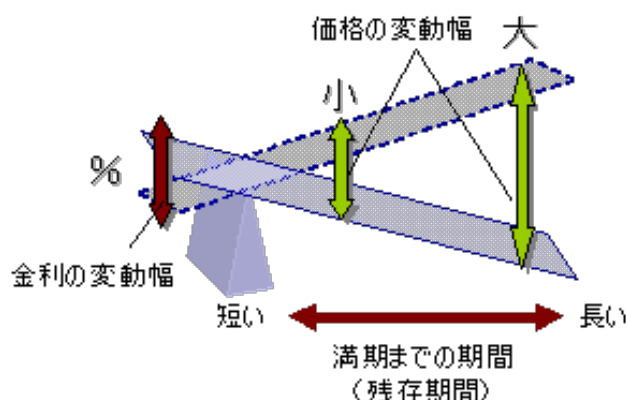
本ファンドの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1. 債券の価格変動リスク

本ファンドは、債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

< 金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ >



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

2. 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクが伴います。一般に、発行体の信用度は第三者機関による格付けで表されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行体の債務不履行が生じた場合、債券価格は大きく下落する傾向があるほか、投資した資金を回収できないことがあります。また、債務不履行の可能性が高まった場合（格下げなど）も債券価格の下落要因となります。

3. 為替リスク

一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

4. 通貨運用リスク

本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益向上をめざす目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

5. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクやの信用リスクが伴います。

6. デリバティブ取引のリスク

本ファンドは、債券や金利関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的に限らず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社、投資顧問会社の見通しと異なった場合に損失を被るリスクが伴います。

7. 市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安

い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当するため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 為替ヘッジに関わる留意点

本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジ・コストがかかります。したがって、為替ヘッジを行うことにより、一般に投資家が高金利国へ投資するメリットまたは低金利国へ投資するデメリットは相殺されます。この金利差が縮小する場合には、ヘッジ・コストは減少します。逆に、この金利差が拡大する場合には、ヘッジ・コストは増加します。現在の国内外金利差を前提とすると、対円で100%為替ヘッジされた外貨建資産の収益は、その為替ヘッジ前の収益から短期金利差を差引いたものになります。実際のポートフォリオの通貨配分においては、ベンチマークからかい離れた通貨のアクティブ運用を行うため、このアクティブ運用にかかる部分は、為替変動の影響を受けることになります。

(e) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(f) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（100%為替円ヘッジ、円ベース）と1ヵ月円LIBORを80対20で合成した複合ベンチマークをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(g) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(h) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(i) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

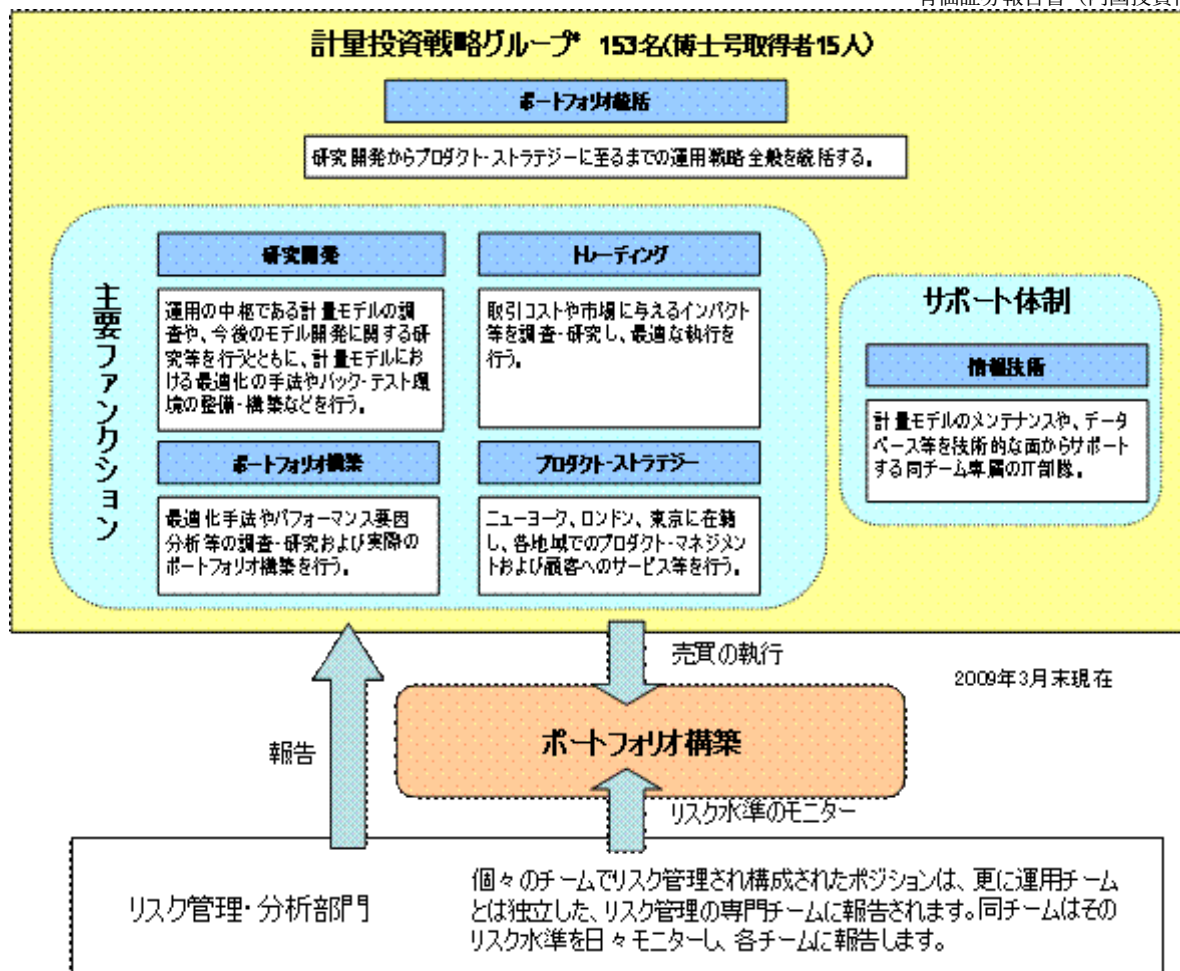
法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(j) その他の留意点

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

（注1）リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることをめざすことです。

乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

- (a) 2.10%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（取得申込日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

- (b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。
- (c) 償還乗換え等によるお申込みの場合には、販売会社により上記申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.575%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の分配については以下のとおりです。なお、販売会社の間における分配については販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

	支払先		
	委託会社	販売会社	受託銀行
販売会社の取扱いに係る純資産総額			
300億円未満の部分	年率0.735%（税込）	年率0.735%（税込）	年率0.105%（税込）
300億円以上 2,500億円未満の部分	年率0.63%（税込）	年率0.84%（税込）	年率0.105%（税込）
2,500億円以上の部分	年率0.5775%（税込）	年率0.8925%（税込）	年率0.105%（税込）

なお、委託会社の報酬には、GSAMニューヨークの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

（４）【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払を信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了の時、信託財産中から委託会社に対して支払います。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合(申告分離課税を選択した場合に限り、)、上場株式等の譲渡による損失(公募株式投資信託の買取差損・解約(償還)差損を含みます。)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%(所得税7%)の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%(所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限り、)との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

（2009年４月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	—	18,599,273,026	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△8,230,321	△0.04
合計（純資産総額）	—	18,591,042,705	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

＜ガリレオ・マザーファンド＞

（2009年４月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	6,833,374,444	33.04
	ドイツ	7,428,624,715	35.92
	イギリス	1,591,328,789	7.70
小計		15,853,327,948	76.66
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,826,350,980	23.34
合計（純資産総額）	—	20,679,678,928	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量（口数）	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額金額 （円）	評価額単価 （円）	評価額金額 （円）	投資比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	ガリレオ・ マザーファン ド	15,573,367,685	1.1970	18,641,321,361	1.1943	18,599,273,026	100.04

種類別及び業種別投資比率

(2009年4月30日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

(2009年4月30日現在)

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

(2009年4月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

＜ガリレオ・マザーファンド＞

① 投資有価証券の主要銘柄

(2009年4月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	28,500,000	14,602.06	4,161,588,326	14,498.93	4,132,196,684	11.25	2015/ 2 /15	19.98
2	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6%	26,200,000	15,504.43	4,062,162,756	15,454.96	4,049,202,035	6	2016/ 6 /20	19.58
3	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	13,200,000	16,273.80	2,148,141,837	16,431.31	2,168,934,187	6.25	2024/ 1 / 4	10.49
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.875%	12,000,000	14,437.82	1,732,538,788	14,294.21	1,715,305,650	8.875	2019/ 2 /15	8.29
5	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5%	8,500,000	14,227.37	1,209,326,637	14,241.04	1,210,488,493	5	2012/ 7 / 4	5.85
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.875%	7,100,000	14,013.09	994,929,833	13,885.52	985,872,110	8.875	2017/ 8 /15	4.77
7	イギリス	国債証券	UK TREASURY 8.75%	4,200,000	20,563.99	863,687,769	20,411.77	857,294,592	8.75	2017/ 8 /25	4.15
8	イギリス	国債証券	UK TREASURY 6%	4,100,000	17,895.82	733,728,687	17,903.27	734,034,197	6	2028/12/ 7	3.55

種類別及び業種別投資比率

(2009年4月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	76.66
合計	76.66

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

(2009年4月30日現在)

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

（2009年4月30日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	5,700,000,000	日本円	7,787,852,500	7,808,430,000	7,808,430,000	37.76
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y	売建	281	米ドル	34,383,681.02	34,036,125	3,328,052,302	△16.09
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y	買建	228	カナダドル	28,443,000	28,306,200	2,306,955,300	11.16
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y	売建	170	ユーロ	20,706,000	20,923,600	2,723,834,248	△13.17
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y	売建	74	オーストラリアドル	8,224,105.14	8,241,824	587,724,469	△2.84
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT	買建	4	英ポンド	488,880.17	484,320	70,211,870	0.34

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

（注2）評価額は、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2009年4月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
5期	(1999年10月20日)	267,702	267,702	0.9265	0.9265
6期	(2000年4月20日)	198,002	198,002	0.9542	0.9542
7期	(2000年10月20日)	166,052	166,052	0.9698	0.9698
8期	(2001年4月20日)	144,274	144,274	0.9934	0.9934
9期	(2001年10月22日)	124,383	127,043	1.0100	1.0316
10期	(2002年4月22日)	114,183	114,298	0.9959	0.9969
11期	(2002年10月21日)	76,531	80,692	1.0115	1.0665
12期	(2003年4月21日)	68,290	63,594	1.0392	1.0442
13期	(2003年10月20日)	54,581	54,863	1.0641	1.0696
14期	(2004年4月20日)	51,210	51,471	1.0791	1.0846
15期	(2004年10月20日)	46,321	46,520	1.0512	1.0557
16期	(2005年4月20日)	43,173	43,357	1.0590	1.0635
17期	(2005年10月20日)	39,025	39,190	1.0601	1.0646
18期	(2006年4月20日)	34,519	34,669	1.0364	1.0409
19期	(2006年10月20日)	29,417	29,547	1.0149	1.0194
20期	(2007年4月20日)	25,472	25,587	0.9940	0.9985
21期	(2007年10月22日)	22,642	22,749	0.9580	0.9625
22期	(2008年4月21日)	21,217	21,318	0.9447	0.9492
23期	(2008年10月20日)	19,050	19,142	0.9271	0.9316
24期	(2009年4月20日)	18,650	18,728	0.9556	0.9596
	2008年4月末日	21,194	—	0.9426	—
	2008年5月末日	20,316	—	0.9350	—
	2008年6月末日	20,056	—	0.9324	—
	2008年7月末日	19,882	—	0.9370	—
	2008年8月末日	19,861	—	0.9472	—
	2008年9月末日	19,530	—	0.9416	—
	2008年10月末日	19,082	—	0.9287	—
	2008年11月末日	19,400	—	0.9492	—
	2008年12月末日	19,493	—	0.9634	—
	2009年1月末日	18,926	—	0.9470	—
	2009年2月末日	18,857	—	0.9524	—
	2009年3月末日	18,833	—	0.9610	—
	2009年4月末日	18,591	—	0.9528	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	0.0000
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	0.0000
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	0.0000
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	0.0000
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	0.0216
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	0.0010
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	0.0550
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	0.0050
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	0.0055
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	0.0055
第15期	自 2004年4月21日 至 2004年10月20日	0.0045
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年4月20日	0.0045
第17期	自 2005年4月21日 至 2005年10月20日	0.0045
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年4月20日	0.0045
第19期	自 2006年4月21日 至 2006年10月20日	0.0045
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年4月20日	0.0045
第21期	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	0.0045
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日	0.0045
第23期	自 2008年4月22日 至 2008年10月20日	0.0045
第24期	自 2008年10月21日 至 2009年4月20日	0.0040

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	△6.2
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	3.0
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	1.6
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	2.4
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	3.8
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	△1.3
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	7.1
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	3.2
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	2.9
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	1.9
第15期	自 2004年4月21日 至 2004年10月20日	△2.2
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年4月20日	1.2
第17期	自 2005年4月21日 至 2005年10月20日	0.5
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年4月20日	△1.8
第19期	自 2006年4月21日 至 2006年10月20日	△1.6
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年4月20日	△1.6
第21期	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	△3.2
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日	△0.9
第23期	自 2008年4月22日 至 2008年10月20日	△1.4
第24期	自 2008年10月21日 至 2009年4月20日	3.5

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1997年5月1日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年11月30日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

^{*1} 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、ロンドンまたはニューヨークの休業日においてもこれを受け付けるものとします。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。

- (4) お買付単位は、1万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低買付単位が異なる場合があります。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。
- (5) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権のお買付のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までにご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

^{*1} 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

^{*2} 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は「解約請求制」により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額となります。手取額は、当該基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、ご換金のお申込みの受付を中止またはすでに受付けたご換金のお申込みを保留または取消させていただくことがあります。

なお、上記により受益権のご換金のお申込みの受付が中止された場合またはすでに受付けたご換金のお申込みが保留された場合には、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、当該受益権のご換金代金は、当該中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として上記に準じて計算された価額とします。

- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 b. 約款変更」に定める一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：ガリレオ）。年2回（4月および10月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1997年5月1日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年4月21日から10月20日までおよび10月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1997年5月1日から1997年10月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記「(b) その他の事由による信託の終了」に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b. に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任および解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られた

る受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、または委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a. に規定する信託契約の解約または上記b. に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a. または上記b. の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・信託財産の保存に係る業務
- ・信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ・上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ・信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ・動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払いま

す。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金（解約）手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期計算期間（2008年4月22日から2008年10月20日まで）及び、第24期計算期間（2008年10月21日から2009年4月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【ガリレオ】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第23期 (2008年10月20日現在)	第24期 (2009年4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	19,303,555,378	18,881,944,640
未収入金	6,736,438	16,878,708
流動資産合計	19,310,291,816	18,898,823,348
資産合計	19,310,291,816	18,898,823,348
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	92,462,799	78,069,863
未払解約金	6,736,438	16,878,708
未払受託者報酬	10,502,025	10,006,723
未払委託者報酬	147,028,222	140,094,096
その他未払費用	3,195,245	3,524,784
流動負債合計	259,924,729	248,574,174
負債合計	259,924,729	248,574,174
純資産の部		
元本等		
元本	20,547,288,844	19,517,465,781
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,496,921,757	△867,216,607
（分配準備積立金）	3,486,843,138	3,525,597,244
元本等合計	19,050,367,087	18,650,249,174
純資産合計	19,050,367,087	18,650,249,174
負債純資産合計	19,310,291,816	18,898,823,348

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23期 自 2008年 4 月22日 至 2008年10月20日	第24期 自 2008年10月21日 至 2009年 4 月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	△117,399,847	814,646,899
営業収益合計	△117,399,847	814,646,899
営業費用		
受託者報酬	10,502,025	10,006,723
委託者報酬	147,028,222	140,094,096
その他費用	3,195,245	3,524,784
営業費用合計	160,725,492	153,625,603
営業利益又は営業損失（△）	△278,125,339	661,021,296
経常利益又は経常損失（△）	△278,125,339	661,021,296
当期純利益又は当期純損失（△）	△278,125,339	661,021,296
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△9,199,013	28,859,325
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,240,964,286	△1,496,921,757
剰余金増加額又は欠損金減少額	112,175,412	83,074,632
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	112,175,412	83,074,632
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,743,758	7,461,590
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,743,758	7,461,590
分配金	92,462,799	78,069,863
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,496,921,757	△867,216,607

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第23期 自 2008年4月22日 至 2008年10月20日	第24期 自 2008年10月21日 至 2009年4月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年4月20日が休業日のため、本計算期間期首は2008年4月22日としております。	-----

(貸借対照表に関する注記)

区分	第23期 (2008年10月20日現在)	第24期 (2009年4月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	22,458,560,311円	20,547,288,844円
期中追加設定元本額	118,663,738円	110,687,962円
期中一部解約元本額	2,029,935,205円	1,140,511,025円
2. 計算期間末日における受益権の総数	20,547,288,844口	19,517,465,781口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,496,921,757円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は867,216,607円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第23期 自 2008年4月22日 至 2008年10月20日	第24期 自 2008年10月21日 至 2009年4月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	317,569,793円	309,437,202円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	277,859,244円	282,159,407円
分配準備積立金額	3,261,736,144円	3,294,229,905円
本ファンドの分配対象収益額	3,857,165,181円	3,885,826,514円
本ファンドの期末残存口数	20,547,288,844口	19,517,465,781口
1口当たり収益分配対象額	0.187721円	0.199094円
1口当たり分配金額	0.0045円	0.0040円
収益分配金金額	92,462,799円	78,069,863円

（注） 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23期（2008年10月20日現在）		第24期（2009年4月20日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	19,303,555,378	△20,182,104	18,881,944,640	785,433,379
合計	19,303,555,378	△20,182,104	18,881,944,640	785,433,379

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第23期 （2008年10月20日現在）	第24期 （2009年4月20日現在）
1口当たり純資産額	0.9271円	0.9556円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
日本円	親投資信託受益証券	ガリレオ・マザーファンド	15,771,754,628	18,881,944,640	—
合計		—	15,771,754,628	18,881,944,640	—

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ガリレオ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ガリレオ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2008年10月20日現在)	(2009年4月20日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		243,327,361	605,344,471
コール・ローン		3,620,431,277	3,980,958,049
国債証券		15,536,113,347	15,946,195,992
派生商品評価勘定		212,954,140	515,954,435
未収入金		2,964,156,146	—
未収利息		291,868,120	293,812,132
前払費用		13,024,616	55,781,930
差入委託証拠金		380,905,729	526,485,802
流動資産合計		23,262,780,736	21,924,532,811
資産合計		23,262,780,736	21,924,532,811
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		613,732,812	926,556,990
前受金		539,071	525,144
未払金		1,421,612,362	—
未払解約金		8,893,939	17,641,062
流動負債合計		2,044,778,184	944,723,196
負債合計		2,044,778,184	944,723,196
純資産の部			
元本等			
元本		18,489,469,488	17,524,576,500
剰余金			
期末剰余金		2,728,533,064	3,455,233,115
剰余金合計		2,728,533,064	3,455,233,115
元本等合計		21,218,002,552	20,979,809,615
純資産合計		21,218,002,552	20,979,809,615
負債・純資産合計		23,262,780,736	21,924,532,811

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年4月22日 至 2008年10月20日	自 2008年10月21日 至 2009年4月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2008年10月20日現在)	(2009年4月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	20,251,951,463円	18,489,469,488円
期中追加設定元本額	260,392,959円	261,792,819円
期中一部解約元本額	2,022,874,934円	1,226,685,807円
期末元本額	18,489,469,488円	17,524,576,500円
元本の内訳		
DCガリレオ	1,668,664,871円	1,752,821,872円
ガリレオ	16,820,804,617円	15,771,754,628円
2. 計算期間末日における受益権の総数	18,489,469,488口	17,524,576,500口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	(2008年10月20日現在)		(2009年4月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券	15,536,113,347	△168,728,794	15,946,195,992	533,826,283
合計	15,536,113,347	△168,728,794	15,946,195,992	533,826,283

（デリバティブ取引等に関する注記）

Ⅰ 取引の状況に関する事項

自 2008年4月22日 至 2008年10月20日	自 2008年10月21日 至 2009年4月20日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引であります。 2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。 3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。 4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。 5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	1. 取引の内容 同左 2. 取引に対する取組方針 同左 3. 取引の利用目的 同左 4. 取引に係るリスクの内容 同左 5. 取引に係るリスク管理体制 同左 6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

(1) 債券関連

区分	種類	(2008年10月20日現在)				(2009年4月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	7,450,055,570	—	7,254,872,556	△195,183,014	12,524,542,629	—	12,348,069,116	△176,473,513
	売建	5,026,980,433	—	4,885,398,536	141,581,897	8,525,073,697	—	8,457,699,537	67,374,160
	合計	12,477,036,003	—	12,140,271,092	△53,601,117	21,049,616,326	—	20,805,768,653	△109,099,353

(2) 通貨関連

区分	種類	(2008年10月20日現在)				(2009年4月20日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年 超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	759,812,900	—	778,932,000	19,119,100	629,551,000	—	644,410,000	14,859,000
	カナダドル	497,644,000	—	480,704,000	△16,940,000	—	—	—	—
	ユーロ	50,648,306	—	50,985,000	336,694	293,656,875	—	305,520,000	11,863,125
	英ポンド	218,825,000	—	218,350,000	△475,000	8,790,587	—	9,135,625	345,038
	スイスフラン	388,933,125	—	391,256,250	2,323,125	—	—	—	—
	スウェーデン クローナ	—	—	—	—	415,237,400	—	444,220,000	28,982,600
	ノルウェー クローネ	1,019,334,400	—	976,000,000	△43,334,400	28,168,000	—	29,420,000	1,252,000
	オーストラリア ドル	117,986,800	—	118,830,000	843,200	1,617,197,100	—	1,848,402,000	231,204,900
	ニュージーランド ドル	721,773,000	—	721,188,000	△585,000	812,975,880	—	915,448,000	102,472,120
	シンガポール ドル	256,159,140	—	261,364,000	5,204,860	50,543,120	—	52,624,000	2,080,880
	売建								
	米ドル	6,537,471,500	—	6,687,150,000	△149,678,500	6,888,938,900	—	6,910,755,000	△21,816,100
	カナダドル	320,020,400	—	317,608,000	2,412,400	154,469,090	—	163,120,000	△8,650,910
	ユーロ	8,014,988,000	—	8,095,636,000	△80,648,000	8,777,819,975	—	9,105,674,000	△327,854,025
	英ポンド	1,243,142,906	—	1,283,437,500	△40,294,594	2,218,725,730	—	2,364,407,750	△145,682,020
	スイスフラン	613,532,500	—	626,010,000	△12,477,500	281,609,700	—	286,098,750	△4,489,050
	スウェーデン クローナ	221,878,760	—	217,600,000	4,278,760	1,032,263,400	—	1,145,620,000	△113,356,600
	ノルウェー クローネ	792,400,000	—	762,500,000	29,900,000	329,824,800	—	353,040,000	△23,215,200
	オーストラリア ドル	131,119,300	—	139,800,000	△8,680,700	13,358,760	—	14,164,000	△805,240
	ニュージーランド ドル	1,112,678,000	—	1,171,160,000	△58,482,000	336,464,280	—	385,158,000	△48,693,720
	合計	23,018,348,037	—	23,298,510,750	△347,177,555	23,889,594,597	—	24,977,217,125	△301,503,202

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

区分	（2008年10月20日現在）	（2009年４月20日現在）
１口当たり純資産額	1.1476円	1.1972円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 11.25%	28,500,000.00	42,560,731.50	
		US TREASURY N/B 8.875%	19,100,000.00	27,893,931.50	
小計				70,454,663.00 (6,991,216,209)	
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5%	8,500,000.00	9,289,650.00	
		DEUTSCHLAND REP 6%	26,200,000.00	31,204,200.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	13,200,000.00	16,501,320.00	
小計				56,995,170.00 (7,342,687,751)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 6%	4,100,000.00	5,061,245.00	
		UK TREASURY 8.75%	4,200,000.00	5,957,700.00	
小計				11,018,945.00 (1,612,292,032)	
合計				15,946,195,992 (15,946,195,992)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 2銘柄	100.0%	43.8%
ユーロ	国債証券 3銘柄	100.0%	46.1%
英ポンド	国債証券 2銘柄	100.0%	10.1%

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2009年4月30日現在）

I 資産総額	18,619,603,482円
II 負債総額	28,560,777円
III 純資産総額（I－II）	18,591,042,705円
IV 発行済口数	19,511,366,490口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9528円

参考情報

＜ガリレオ・マザーファンド＞

純資産額計算書

（2009年4月30日現在）

I 資産総額	21,675,451,752円
II 負債総額	995,772,824円
III 純資産総額（I－II）	20,679,678,928円
IV 発行済口数	17,315,149,423口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1943円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第5期	自 1999年4月21日 至 1999年10月20日	16,788,990,337 (0)	79,108,573,124 (0)	288,928,966,288 (0)
第6期	自 1999年10月21日 至 2000年4月20日	776,727,908 (0)	82,196,775,039 (0)	207,508,919,157 (0)
第7期	自 2000年4月21日 至 2000年10月20日	2,605,209,228 (0)	38,882,619,891 (0)	171,231,508,494 (0)
第8期	自 2000年10月21日 至 2001年4月20日	2,635,320,038 (0)	28,627,711,107 (0)	145,239,117,425 (0)
第9期	自 2001年4月21日 至 2001年10月22日	1,490,966,319 (0)	23,583,202,999 (0)	123,146,880,745 (0)
第10期	自 2001年10月23日 至 2002年4月22日	3,707,280,381 (0)	12,199,244,581 (0)	114,654,916,545 (0)
第11期	自 2002年4月23日 至 2002年10月21日	1,272,934,520 (0)	40,270,185,477 (0)	75,657,665,588 (0)
第12期	自 2002年10月22日 至 2003年4月21日	8,029,284,824 (0)	22,782,956,067 (0)	60,903,994,345 (0)
第13期	自 2003年4月22日 至 2003年10月20日	4,056,391,885 (0)	13,665,760,623 (0)	51,294,625,607 (0)
第14期	自 2003年10月21日 至 2004年4月20日	1,384,346,168 (0)	5,222,422,853 (0)	47,456,548,922 (0)
第15期	自 2004年4月21日 至 2004年10月20日	614,862,978 (0)	4,005,854,135 (0)	44,065,557,765 (0)
第16期	自 2004年10月21日 至 2005年4月20日	368,721,152 (0)	3,667,516,686 (0)	40,766,762,231 (0)
第17期	自 2005年4月21日 至 2005年10月20日	258,783,866 (0)	4,211,178,487 (0)	36,814,367,610 (0)
第18期	自 2005年10月21日 至 2006年4月20日	259,356,958 (0)	3,765,925,550 (0)	33,307,799,018 (0)
第19期	自 2006年4月21日 至 2006年10月20日	194,540,122 (0)	4,518,222,221 (0)	28,984,116,919 (0)
第20期	自 2006年10月21日 至 2007年4月20日	209,203,685 (0)	3,567,657,759 (0)	25,625,662,845 (0)
第21期	自 2007年4月21日 至 2007年10月22日	145,606,244 (0)	2,135,281,652 (0)	23,635,987,437 (0)
第22期	自 2007年10月23日 至 2008年4月21日	126,864,499 (0)	1,304,291,625 (0)	22,458,560,311 (0)
第23期	自 2008年4月22日 至 2008年10月20日	118,663,738 (0)	2,029,935,205 (0)	20,547,288,844 (0)
第24期	自 2008年10月21日 至 2009年4月20日	110,687,962 (0)	1,140,511,025 (0)	19,517,465,781 (0)

(注) () 内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

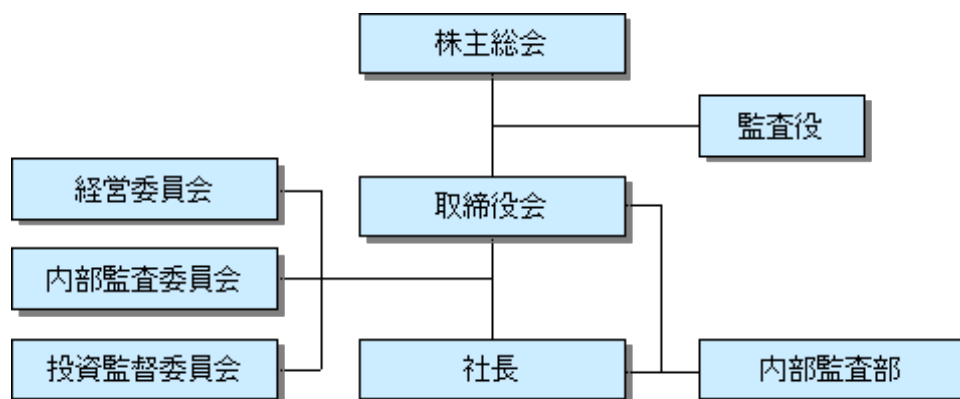
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2009年5月29日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計102本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,529,918,296,094円です。

（2009年5月29日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託／国内株式型	29	347,633,870,212
追加型株式投資信託／バランス型	33	597,236,206,379
追加型株式投資信託／国際株式型	14	155,531,896,766
追加型株式投資信託／派生商品型	8	21,191,851,143
追加型証券投資信託／ファンド・オブ・ファンズ	18	408,324,471,594
親投資信託	32	1,112,310,430,617

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第13期 (平成20年 3 月31日現在)			第14期 (平成21年 3 月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			—			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			—			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	＊ 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			—			1,166,190	
未収消費税等			—			144,192	
立替金	＊ 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			—	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			—		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 (平成20年 3 月31日現在)			第14期 (平成21年 3 月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			—		
未払費用	＊ 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			—			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			—	
未払消費税等			85,903			—	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	＊ 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	＊ 1		5,000,000			—	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			—			0	
特別法上の準備金計			—			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

期別		第13期 (平成20年 3 月31日現在)			第14期 (平成21年 3 月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		△54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			△54,814	△0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		19,434,127			13,274,586	
		運用受託報酬	* 2	5,956,464			4,433,223	
		その他営業収益	* 2	1,738,458			1,221,154	
		営業収益計		27,129,050	100.0		18,928,964	100.0
		営業費用						
		支払手数料		8,188,620			6,269,299	
		広告宣伝費		385,347			201,682	
		調査費		1,697,104			1,550,486	
		調査費	124			1		
		委託調査費	* 2	1,696,980		1,550,484		
		委託計算費		318,677			262,581	
		営業雑経費		805,905			667,778	
		通信費	299,260			264,744		
		印刷費	475,240			368,837		
		協会費	31,404			34,196		
		営業費用計		11,395,655	42.0		8,951,829	47.3
		一般管理費						
		給料		6,869,229			4,654,254	
		役員報酬		435,616		18,004		
		給料・手当		2,763,612		2,666,694		
		賞与		1,916,804		317,205		
		株式従業員報酬	*1,2	527,516		334,490		
		その他の報酬		1,225,680		1,317,859		
		交際費		55,152			34,974	
		寄付金		4,959			21,140	
		旅費交通費		287,861			175,670	
		租税公課		88,876			37,041	
		不動産賃借料		474,054			476,823	
		退職給付費用		1,370,867			107,546	
		役員退職慰労引当金繰入額		226,617			—	
		役員賞与引当金繰入額		53,415			—	
		固定資産減価償却費		48,314			58,959	
		事務委託費		474,596			379,680	
		諸経費		795,655			570,468	
		一般管理費計		10,749,601	39.6		6,516,558	34.4
		営業利益		4,983,793	18.4		3,460,576	18.3

期別			第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益	*1,2						
		有価証券分配金			78,024			—	
		受取利息			43,754			74,722	
		有価証券売却益			21			—	
		株式従業員報酬			464,384			758,109	
		役員退職慰労引当金 戻入益			—			107,770	
		役員賞与引当金戻入 益			—			630	
		雑益			648			100	
		営業外収益計			586,832	2.2		941,333	5.0
		営業外費用	* 2						
		支払利息			18,533			35,664	
		為替差損			119,113			85,114	
		投資有価証券売却損			—			406,355	
		雑損			—			2	
営業外費用計			137,646	0.5		527,136	2.8		
経常利益					5,432,980	20.0		3,874,773	20.5

期別		第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目		注記 番号	内 訳	金 額	構 成 比	内 訳	金 額	構 成 比
特別 損益 の部	特別利益							
	特別利益計			—	0.0		—	0.0
	特別損失							
	投資有価証券評価減			—			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			—			0	
	特別損失計			—	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益				5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税				3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額				△833,483	△3.1		1,025,538	5.4
当期純利益				3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

(3) 【株主資本等変動計算書】

第13期
(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						－	△55,217	△55,217	△55,217
事業年度中の変動額合計	－	－	－	3,192,059	3,192,059	3,192,059	△55,217	△55,217	3,136,841
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083

第14期
(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	△54,814	△54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						—	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得 原価（移動平均法による原価法）ないし 償却原価との評価差額については全部純 資産直入する方法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっており ます。	その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについて は、社内における利用可能期間（5年） に基づく定額法により償却しておりま す。	無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に 充てるため、支給見込額に基づき当事 業年度に見合う分を計上しておりま す。 (2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社 内規に基づく期末要支給見積額を計上 しております。 (3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権について は個別に回収可能性を勘案し、回収不 能見込額を計上しております。	(1) 役員賞与引当金 同左 (2) 役員退職慰労引当金 同左 (3) 貸倒引当金 同左 (4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備え るため、金融商品取引法第46条の5第 1項に基づく責任準備金を計上してお ります。

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左 (2) 消費税等の会計処理 同左

会計方針の変更

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	—————
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	—————
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	—————
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	—————
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	—————

注記事項

（貸借対照表関係）

第13期 (平成20年3月31日現在)	第14期 (平成21年3月31日現在)
※1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 流動資産 未収収益 384,791千円 立替金 55,413千円 流動負債 未払費用 123,493千円 固定負債 長期借入金 5,000,000千円 長期未払費用 426,847千円	※1 関係会社項目 同左 流動資産 未収収益 98,024千円 立替金 77,798千円 流動負債 未払費用 217,717千円 固定負債 長期未払費用 86,468千円

（損益計算書関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																								
＊1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 ＊2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,235,724千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,738,458千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,666,202千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>114,904千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>270,489千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>18,533千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,235,724千円	その他営業収益	1,738,458千円	営業費用		委託調査費	1,666,202千円	株式従業員報酬	114,904千円	営業外収益		株式従業員報酬	270,489千円	営業外費用		支払利息	18,533千円	＊1 株式従業員報酬 同左 ＊2 関係会社項目 同左 <table> <tr><td>営業収益</td><td></td></tr> <tr><td>運用受託報酬</td><td>1,147,752千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>1,221,154千円</td></tr> <tr><td>営業費用</td><td></td></tr> <tr><td>委託調査費</td><td>1,550,484千円</td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>10,698千円</td></tr> <tr><td>営業外収益</td><td></td></tr> <tr><td>株式従業員報酬</td><td>221,263千円</td></tr> <tr><td>営業外費用</td><td></td></tr> <tr><td>支払利息</td><td>35,664千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,147,752千円	その他営業収益	1,221,154千円	営業費用		委託調査費	1,550,484千円	株式従業員報酬	10,698千円	営業外収益		株式従業員報酬	221,263千円	営業外費用		支払利息	35,664千円
営業収益																																									
運用受託報酬	1,235,724千円																																								
その他営業収益	1,738,458千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,666,202千円																																								
株式従業員報酬	114,904千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	270,489千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	18,533千円																																								
営業収益																																									
運用受託報酬	1,147,752千円																																								
その他営業収益	1,221,154千円																																								
営業費用																																									
委託調査費	1,550,484千円																																								
株式従業員報酬	10,698千円																																								
営業外収益																																									
株式従業員報酬	221,263千円																																								
営業外費用																																									
支払利息	35,664千円																																								

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	—	—	6,400

（退職給付関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（リース取引関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)					第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	2,690,000	2,597,580	△92,420	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託 受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	投資信託 受益証券	145,079	145,079	—
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					(注) 当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。				
					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
					売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)		売却損の合計額 (千円)	
					1,942,487	10,044		416,399	
					3. 時価評価されていない主な有価証券の内容				
					貸借対照表計上額 (千円)				
					その他有価証券 コマーシャル・ ペーパー	5,000,000			
					4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有 目的の債券の今後の償還予定額				
						1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
					コマーシャル ・ペーパー	5,000,000	—	—	—

（デリバティブ取引関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該 当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	第14期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）																																
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>未払費用</td><td>505,417 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>121,258</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>77,892</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>704,568</td></tr> </table> 長期未払費用 1,459,399 役員退職慰労引当金 289,736 その他 86,117 小計 1,835,253 2,539,821 千円	未払費用	505,417 千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） <table> <tr> <td>未払費用</td><td>240,294 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>50,980</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>291,274</td></tr> </table> 繰延税金負債（流動負債） <table> <tr> <td>未収事業税</td><td>△82,091</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>△82,091</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 209,183 繰延税金資産（固定資産） <table> <tr> <td>長期未払費用</td><td>827,893</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>315,022</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td><td>76,931</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>47,648</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,267,494</td></tr> </table> 繰延税金負債（固定負債） <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△12,920</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>△12,920</td></tr> </table> 繰延税金資産の純額 1,254,574 1,463,757 千円	未払費用	240,294 千円	その他	50,980	小計	291,274	未収事業税	△82,091	小計	△82,091	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494	その他有価証券評価差額金	△12,920	小計	△12,920
未払費用	505,417 千円																																
未払事業税	121,258																																
その他	77,892																																
小計	704,568																																
未払費用	240,294 千円																																
その他	50,980																																
小計	291,274																																
未収事業税	△82,091																																
小計	△82,091																																
長期未払費用	827,893																																
役員退職慰労引当金	315,022																																
投資有価証券評価減	76,931																																
その他	47,648																																
小計	1,267,494																																
その他有価証券評価差額金	△12,920																																
小計	△12,920																																
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>40.69 %</td></tr> <tr> <td>（調整）</td><td></td></tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td><td>△3.12</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△0.06</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>37.49 %</td></tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△3.12	その他	△0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																						
法定実効税率	40.69 %																																
（調整）																																	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	△3.12																																
その他	△0.06																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																																
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。	3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。																																
4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。	4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響 該当事項はありません。																																

（関連当事者との取引）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	114,904	未払費用	123,493
								株式従業員報酬（注1）	270,489	長期借入金	5,000,000
								資金の借入（注2）	5,000,000	長期未払費用	426,847
								利息の支払（注2）	18,533		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,235,724	未収収益	384,791
								その他営業収益（注3）	1,738,458		
								委託調査費の支払（注3）	1,666,202		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。
なお担保は差し入れておりません。

(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第13期
(自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	—	業務委 託	支払手数料	496,038	未払手 数料	47,322
								兼務従業員の 人件費等の支 払（注1）	1,121,058	未払費 用	112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	—	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	7,250,898	未払費 用	2,991,784
								営業費用及 び一般管理 費		長期未 払費用	3,342,911
								株式従業員 報酬	170,066		
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆国 ニューヨ ーク市	6,247 百万ドル	証券業	—	—	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ IIリミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	—	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2）	548,135	未払費 用	375,438
								営業費用及 び一般管理 費			
								株式従業員 報酬	20,069		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

第14期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	—	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費（注1）	10,698	未払費用	217,717
								株式従業員報酬（注1）	221,263	長期未払費用	86,468
								資金の借入の償還（注2）	5,000,000	立替金	77,798
								利息の支払（注2）	35,664		
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	—	投資助言	運用受託報酬（注3）	1,147,752	未収収益	98,024
								その他営業収益（注3）	1,221,154		
								委託調査費の支払（注3）	1,550,484		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

（注2）親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりましたが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

（注3）運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	—	—	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払（注1） 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	—	—	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	—	—	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス・ IIリミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	—	—	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 （注2） 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	 △83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下GSJH）または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービスII・リミテッド（以下GS2L）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

（１株当たり情報）

第13期 （自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日）		第14期 （自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日）	
１株当たり純資産額	2,198,763円08銭	１株当たり純資産額	2,570,207円43銭
１株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	１株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
１株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	3,192,059千円	１株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	2,303,596千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額につい ては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載して おりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2008年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A Mニューヨーク)	255.1百万米ドル (24,372百万円 1米ドル=95.54円)	G S A Mニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
日興シティ信託銀行株式会社	20,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
楽天証券株式会社	7,445百万円	
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	信託業および銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社新生銀行 ^(注1)	476,296百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社静岡銀行	90,845百万円	
株式会社十八銀行 ^(注1)	24,404百万円	
イーバンク銀行	54,997百万円	

(注1)新規のお申込みのお取扱いは行いません。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S AMニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S AMニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した書類は以下のとおりです。

2009年1月20日	有価証券届出書
2009年1月20日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年11月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成20年4月22日から平成20年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成20年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月28日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているガリレオの平成20年10月21日から平成21年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ガリレオの平成21年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。